

新型コロナウイルス感染症対策について

令和 2 年 10 月 28 日

桜井市新型コロナウイルス対策本部

政府における、9 月 19 日以降のイベント開催制限の緩和措置から今日までの国内感染者の状況や、県内の医療体制状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策と社会経済活動の両立を目指す観点から、桜井市における、新型コロナウイルス対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催し、下線部の通り対策方針を改定することといたしました。

1. 市立小中学校、幼稚園

(1)市立小中学校及び市立幼稚園の再開について

・6 月 1 日(月)から再開。

(2)感染症対策

・これまで行ってきた感染症対策を継続して実施する。

2. 学童保育所

(1)保育について

・6 月 1 日(月)から通常通り開所。

(2)感染症対策

これまで行ってきた感染症対策を継続して実施する。

3. 市立保育所

(1)保育について

・6 月 1 日(月)から通常どおり保育を実施。

(2)感染症対策

これまで行ってきた感染症対策を継続して実施する。

4. 市内行事と施設の取り扱い

(1)行事・イベント開催については、感染リスクを軽減するための各種措置(※1)が行われている場合は、国及び県に基づき、次の通り新たな開催制限緩和の目安を適用する。それ以外の場合は、従来の開催制限緩和の目安を原則とする。

次に示す、収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

①収容率(※2)

ア、大声での歓声・声援等がないことを前提としたものは、100%以内(例：演劇、式典等)

イ、大声での歓声・声援等が想定されるものは、50%(※3)以内(例：ロックコンサート、スポーツイ

ベント等)

②人数上限(※2)

ア、収容人数1万人超のものは、収容人数の50%

イ、収容人数1万人以下のものは、5千人

(※1)感染リスクを軽減するための各種措置

別紙のとおり

(※2)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要がある。)

(※3)異なるグループ間では、座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では、座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

(従来の目安)

① イベントは、下記の感染防止対策の徹底を条件に開催

・屋内であれば5000人以下、又は、収容率50%以内のどちらか小さい方を限度とする人数

・屋外であれば5000人以下、又は、十分な間隔(できれば2m)を確保できる人数のどちらか小さい方を限度とする人数

感染防止対策

i 三つの密(密閉、密集、密接)の回避を徹底すること。

ii 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

iii 適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること

iv イベント前後や休憩時間などの交流を極力控えるよう呼びかけること。

② ①の感染防止対策を行うことができないイベントは、引き続き、中止、延期または規模縮小等の検討を要請するとともに、限度の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることに十分留意するよう求める。

(2)市有施設等は、感染防止対策を講じて業務を行う。

○【まほろばセンター(エルト桜井2階)】

・ひみつこぱーく ⇒引き続き、必要な感染防止対策を実施するとともに、11月1日(日)より、利用対象者の県内在住の制限を解除する。

5. 市内の感染症患者発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え

【施設名】 市立小学校、中学校、幼稚園、学童保育、市立保育所、その他公共施設

発生状況	①施設内で感染症患者が発生した場合	②複数のクラスター感染や市中感染となった場合	③市内で単体の感染症患者が発生した場合
休業の方法	感染症患者が発生した当該施設の全部又は一部を臨時休業とする。	上記施設について本部会議で臨時休業を検討する。	休業しない。

6. 市職員(教職員、保育士等を含む)の勤務について

(1)市職員に微熱を含む発熱等の風邪症状が見られる場合、当該職員は、休暇を取得し、外出を控える。同居する家族に患者・感染者が発生した場合や、厚生労働省による受診の目安に該当する症状が見られる場合も同様とする。

(2)市職員に感染が確認された場合、当該職員や濃厚接触者等が勤務する部署及び周辺の部署を一時的に閉鎖し、必要な市民サービスは、可能な限り他のスペースに窓口を設置して対応する。

(3)患者・感染者との接触機会を減らす観点から、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を認める。市内事業者や団体にも、同様の配慮を求める。

(4)市民と接する機会の多い窓口職員を中心に、可能な限りマスクの着用を勧める。

7. 国及び県との連携

感染拡大防止に向け、政府や県(中和保健所を含む)との情報共有と連携を密にし、引き続き、市行政として行いうる対策に全力で取り組む。

8. 医師会及び市内医療機関との連携

感染拡大防止に向け、医師会及び市内医療機関と情報共有を密にし、今後の発生段階に合わせた必要な体制が取れるよう連携協力を進める。

以上

別紙(感染リスクを軽減するための各種措置)

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について(新たな目安)

以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安(収容率及び人数上限の緩和)を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。

【イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置】

●消毒の徹底(感染リスクの拡散防止)

●マスク着用の担保(感染リスクの拡散防止)

マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率 100%を担保。

●参加者及び出演者の制限(感染リスクの拡散防止)

有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底(検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等)。

●参加者の把握(感染リスクの拡散防止)

事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じること(例:アプリのQRコードを入口に掲示すること等)。

●大声を出さないことの担保(大声の抑止)

大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備(人員を配置する等)。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備。

●密集の回避(イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止)

入退場列や休憩時間の密集を回避する措置(人員の配置、導線の確保等)や十分な換気、休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施。

●演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。

●催物前後の行動管理(交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止)

公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進。

注 釈

第 20 報からの変更点(下線のある箇所)

- ひみっこぱーくの利用制限の解除